

令和7年6月30日

大 阪 府

主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号）（以下、「法」という）の改正に伴い、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）の配置について、府発注工事における取扱いを下記のとおり行いますので、お知らせします。

記

1 法改正の概要

各建設工事の請負金額が一定金額以上の場合には、建設工事現場ごとに専任で配置することとされていた監理技術者等の専任配置の特例が設けられました。

- (1)法第26条第3項第1号において、建設工事の請負金額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ法令等で定める条件を満たす場合、2件の工事現場を兼任（以下「専任特例1号」という）することができるとされた。
- (2)法第26条第3項第2号において、各工事現場に監理技術者補佐を専任で置くこと等を条件とし、2件の建設工事現場を兼任（以下「専任特例2号」という）することができるとされた。
- (3)法第26条の5において、建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）かつ法令等で定める要件を満たす場合、特定営業所技術者は監理技術者等の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができるとされた（以下「営業所技術者等」という）。

2 監理技術者等の取扱い

- (1) 監理技術者等の専任配置の特例が認められる建設工事の具体的な条件は別紙のとおりです。入札公告及び共通入札説明書等に明記しておりますのでご確認ください、必要な書類を提出してください。
- (2) 発注部局において、専任特例1号、専任特例2号及び営業所技術者等が配置できる条件の建設工事であっても、建設工事の内容により、専任特例1号、専任特例2号及び営業所技術者等の配置を認めない場合があります。その場合の認めない工事については、発注部局のホームページで公表し、各案件の入札公告及び共通入札説明書等にも明記しておりますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線 5375）

【参考】建設業法（一部抜粋）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

（営業技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例）

第二十六条の五 建設業者は、第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条（第二号に係る部分に限る。）又は第十五条（第二号に係る部分に限る。）及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。

二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第一項に規定する職務（次項において「営業所職務等」という。）を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

2 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。